

並木小学校いじめ防止基本方針

我孫子市立並木小学校

平成26年4月1日策定

令和8年7月21日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

— 「いじめ防止対策推進法」より —

(2) いじめに対する基本的な考え方

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

〈いじめ防止のための基本的考え方として、5点掲げる。〉

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめ早期解決のために、児童の視点に立ち、安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関等とも協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① あいさつ運動の実施（生活委員会）
- ② 教育相談（年間2回、担任と児童の1対1での面談及び希望保護者との面

談)を実施し、信頼関係の構築に努める。

③個人面談の実施(年間1回以上)

④豊かな人間関係づくり実践。(道徳教材、縦割り活動)

⑤WEBQ-U検査を活用し支援を要する児童を把握する。手立てを持ち指導支援する。

⑥月1回の校内生徒指導部会で現状や指導についての情報の交換や話し合いを行う。

⑦教師の気づきの質を高める。(気になる児童の把握、手だて、変容の入力)

⑧教職員の言動によるいじめの助長を防ぐ。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・特別活動の異年齢交流(なみキッズファミリー)を充実させる。
- ・高齢者との世代間交流を充実させる。
- ・特別支援学級と通常学級の交流を双方向に価値のあるものにする。
- ・生徒指導の機能を重視した『わかる授業づくり』をする。

②国語科の研究・研修を通して

- ・生き生きと主体的に学ぶ児童を育成する。

③道徳教育

- ・学校教育全体で「いのち」の大切さに気付かせる。

④人とのかかわる喜びを味わう体験活動・交流活動

- ・友だちとわかりあえる楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流の工夫を行うことで伝え合う力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科などにおける道徳性を育てる体験活動を推進する。

⑤「なみきっ子計算検定」「漢字検定」等の各種検定を実施し、児童の学力をつけるとともに、自尊感情を高める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより児童の小さな変化を見逃さない感覚を身につけていく。

②「いじめ」と感じた児童がいる場合には、いじめ対策委員会の場において情報を共有し、全職員が目で見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「心の相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。更にその再発防止に努める。

④「いじめ防止アンケート」を年2回行い、児童の悩みや友達関係を把握し、「いじめ0」の学校づくりを目指す。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教員が「チーム並木」として対応を協議しいじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報を収集し事実を確認した上で、いじめられている児童の安全を優先的に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で、人格の成長に主眼を置き指導する。
- ③ 傍観者の立場にいる児童達にも、いじめを承認していることであるということを指導する。
- ④ 校内だけではなく、各関係機関とも協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心に寄り添う。「最後まで守り抜く」ことを伝え、養護教諭や教育相談担当と連携を取りながら心のケアにあたる。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を密にし、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭からの情報を集めて指導に生かすこととする。
- ② 学校や家庭に話すことができないような状況であれば、いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) いじめ早期発見のためのチェックリスト（家庭編）

いじめられている子が発している無言のサイン

- ☐ ①元気がない。食欲がない。
- ☐ ②親の顔を見ない。
- ☐ ③何もしないで茫然としている。
- ☐ ④宿題や連絡帳を出さなくなった。
- ☐ ⑤友達の話や名前が出てくる話題を避ける。
- ☐ ⑥プリントやノートが汚れている。
- ☐ ⑦なくし物・忘れ物・買い換えた物が増えた。
- ☐ ⑧成績が低下している。
- ☐ ⑨服が汚れて帰ってくる。
- ☐ ⑩寝ている時にうなされる。
- ☐ ⑪体にあざや傷を作ってくる。
- ☐ ⑫何か隠している様子が見られる。

いじている子が発している無言のサイン

- ☐ ①すぐ怒ったり、文句を言ったりする。
- ☐ ②親の注意を聞かなくなったり、反抗したりする。
- ☐ ③秘密が多くなった。
- ☐ ④兄弟をいじめるようになった。

- ☐ ⑤言葉遣いが荒くなった。
- ☐ ⑥部屋が汚くなった。
- ☐ ⑦朝起きられなかったり、遅刻が多くなったりした。
- ☐ ⑧知らない物を持っている。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内の組織

① 「生徒指導会議」

月1回の校内生徒指導部会で課題を有する児童について、現状や指導についての情報の交換や話し合いを行う。特別支援教育コーディネーターが集約している校内委員会の情報も共有する。これらの情報をもとに職員会議の場で情報共有して全職員共通歩調で指導にあたる。

② 「いじめ対策委員会」

いじめ問題を発見したときには、必要に応じて緊急に管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、心の教室相談員、関係職員によるいじめ対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ② 緊急、必要な場合には支援体制をつくり、対処する。生徒指導部会を基本とするが必要に応じて、市教育委員会、警察等関係機関と連携して解決に臨む。

5 いじめに対する具体的な措置（組織的に対応）

(1) 事実確認と情報の共有

いじめを認知した時は、いじめ認知報告書に記載し、いじめ対策委員会で対応について協議する。

・いつ、どこで起こったのか？	（時間と場所の確認）
・誰が誰をいじめているのか？	（加害者と被害者の確認）
・どんな内容のいじめだったのか？	（内容）
・いじめのきっかけは何か？	（背景と要因）
・いつ頃から、どのくらい続いているか？	（期間）
・今後の指導の方針はどうするか？	（指導方針・体制）

- ①発見・報告
- ②情報収集
- ③共有
- ④指導方針の決定

⑤指導体制づくり

- ア児童対応
- ・聴き取りを基にいじめられた児童に寄り添い支える。
 - ・いじめた側の児童に自らの行為の責任を自覚させる。いじめた児童の抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
 - ・いじめが起きた学級学年に対して互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような働きかけを行う。

- イ保護者対応・家庭訪問や面談を通して、事実を伝える。
- ・今後の対応・再発防止策等、今後の対応について伝える。

ウ関係機関への連絡・連携

⑥職員会議で共通理解

⑦役割分担に応じていじめ解消指導

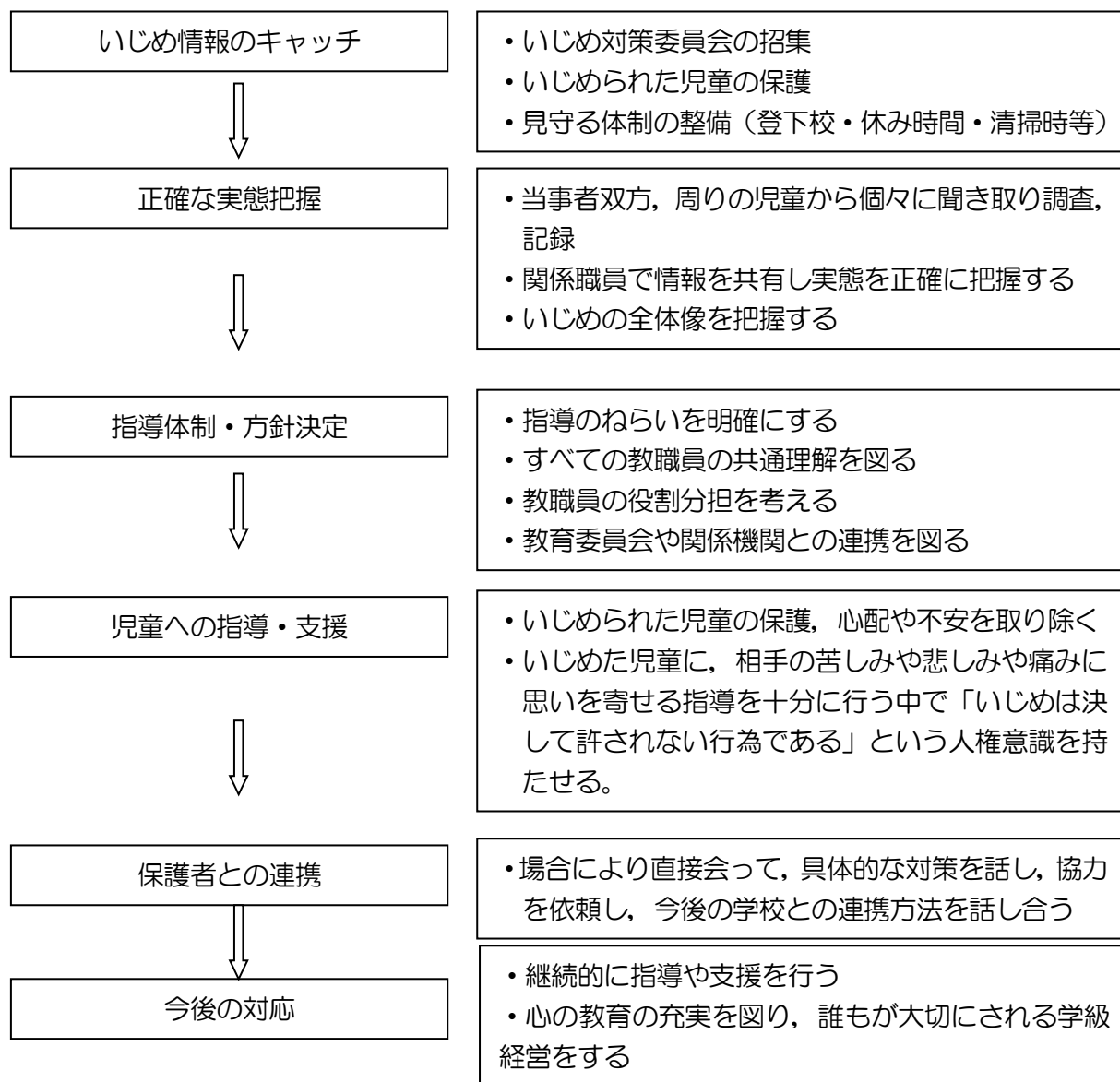
⑧継続指導・経過観察

⑨再発防止・未然防止への取組

⑩校内研修の実施（生徒指導に関する研修・授業改善・特別支援教育や教育相談等）

⑪特別活動（学級活動・児童会活動）や道徳教育の充実

(2) 基本的な流れ



6 重大事態への対処

(1) いじめによる重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条より）

- ・いじめにより，在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより，在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認める場合

○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(3) 対処

- ① 我孫子市教育委員会への報告
- ② 我孫子市教育委員会の指導の下、調査組織の設置と事実関係の調査
- ③ 聴取内容を記載し、今後の支援方策を検討し、いじめの解消・学校復帰の支援につなげる。
- ④ 当該児童・保護者への情報の適切な提供

7 いじめ対策における年間計画

	内容
4 月	・ 職員会議にて、いじめ対策について検討と共有 ・ 教育相談（希望保護者との面談）
6 月	・ 第 1 回いじめアンケートの実施 ・ 第 1 回WE BQ - U 検査実施 ・ 教育相談実施（担任と児童の 1 対 1 での面談） ・ なみきつずファミリー（縦割り活動）
7 月	・ 個人面談にて、保護者への聞き取り ・ 情報モラル教育講座
10 月	・ 第 2 回WE BQ - U 検査実施 ・ なみきつずファミリー（縦割り活動）
11 月	・ 教育相談実施（希望保護者との面談） ・ 第 2 回いじめアンケート実施
1 2 月	・ なみきつずファミリー（縦割り活動）
1 月	・ なみきつずファミリー（縦割り活動）
2 月	・ なみきつずファミリー（縦割り活動）
3 月	・ 今年度の成果と課題のまとめ ・ 次年度のいじめ対策について検討

※毎月 1 回職員会議にて、気になる児童の情報を共有し、全職員で対応に当たる。

※いじめが認知された場合には、随時いじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会開催後は、全職員で情報を共有し、対応に当たる。

8 点検・評価・公表

(1) 並木小いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止のための組織を中心に、全教職員や児童、保護者等から幅広く意見を聴取し、基本方針の点検や見直しを行う。
- ②学校ホームページ等で公表する。

(2) いじめ防止についての取組について

- ①学校評価を活用し，いじめ防止の取組について評価する。
- ②評価結果の分析に基づき，取組の改善を図る。